



2026年5月14日

各 位

会 社 名 みずほリース株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 中村 昭
(コード番号：8425、東証プライム)
問い合わせ先 執行役員 藤原 隆司
経営企画部長
電 話 番 号 03-5253-6511 (代表)

第三者割当による種類株式の発行、定款の一部変更、株式会社みずほフィナンシャルグループとの資本業務提携契約の締結、当社の主要株主である筆頭株主の異動並びに日鉄興和不動産株式会社との資本業務提携契約の締結等に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、A種種類株式の発行を可能とするため、A種種類株式の新設等に係る定款の一部変更を行うこと（以下、「本定款変更」といいます。）を2026年6月23日開催予定の第57回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしました。

また、本株主総会において本定款変更に係る議案が原案どおり承認されることを停止条件として、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下、「みずほFG」又は「割当予定先」といいます。）を割当予定先とする第三者割当の方法により、総額46,080,000,000円のA種種類株式を発行すること（以下、「本第三者割当増資」といいます。）について決議いたしました。

さらに、当社は、みずほFGとの間で2022年3月30日付で締結した資本業務提携契約（その後の変更を含み、以下「本既存資本業務提携契約（みずほFG）」といい、本既存資本業務提携契約（みずほFG）に基づいて当社及びみずほFGの間で実施されてきた資本業務提携を「本既存資本業務提携（みずほFG）」といいます。）を本第三者割当増資の効力が発生したことを条件に終了させるとともに、本第三者割当増資に伴う資本提携を反映させつつ、本既存資本業務提携（みずほFG）と同内容の業務提携を継続することを企図して、資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約（みずほFG）」といいます。）を締結することを併せて決議いたしましたので、お知らせいたします。

また、当社は、当社の主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社であるみずほFGが保有する当社の普通株式の一部を、市場外での相対取引により日鉄興和不動産株式会社（以下、「日鉄興和不動産」といいます。）に譲渡（以下「本株式譲渡」といいます。）することに関し、みずほFGが日鉄興和不動産との間で本日付で合意したことを確認いたしました。本第三者割当増資及び本株式譲渡により当社の主要株主である筆頭株主の異動が生ずることとなりますので、下記のとおりお知らせいたします。

併せて、本株式譲渡を含む資本関係の変更を踏まえ、当社は、日鉄興和不動産との間で2025年4月24日付で締結した資本業務提携契約（以下「本既存資本業務提携契約（日鉄興和不動産）」といいます。）を、本株式譲渡の効力が発生したこと等を条件に終了させるとともに、本株式譲渡に伴う資本提携を反映させつつ、本既存資本業務提携契約（日鉄興和不動産）と同内容の業務提携を継続することを企図して、資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約（日鉄興和不動産）」といいます。）を締結することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本株式譲渡による日鉄興和不動産の当社の普通株式の取得は、議決権ベースで5%以上の取得となり、金融商品取引法第167条第1項及び同法施行令第31条に規定する「公開買付けに準ずる行為として政令で定める買集め行為」に該当するため、お知らせいたします。

本資料は、当社による有価証券上場規程に基づく開示であるとともに、日鉄興和不動産から当社への要請により、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて行う公表を兼ねております。

I. 本第三者割当増資について

1. 募集の概要

(1) 払込期日	2026年7月1日
(2) 発行新株式数	A種種類株式 32,000,000株
(3) 発行価額	46,080,000,000円（1株につき1,440円）
(4) 調達資金の額	45,890,000,000円（差引手取概算額）
(5) 資本組入額	23,040,000,000円（1株につき720円）
(6) 配当	普通株式と同順位かつ同額（ただし、一定の場合には調整が行われる）で行われる。
(7) 残余財産の分配	普通株式と同順位かつ同額（ただし、一定の場合には調整が行われる）で行われる。
(8) 議決権	A種種類株主は、株主総会において議決権を有しない。
(9) 募集又は割当方法（割当予定先）	以下の割当予定先に対して、第三者割当の方法により割り当てる。 みずほFG 32,000,000株
(10) その他	詳細は別紙1「みずほリース株式会社 A種種類株式発行要項」をご参照ください。

2. 募集の目的及び理由

(1) 募集に至る経緯及び目的

当社は、2019年2月にみずほFGの連結子会社である株式会社みずほ銀行（以下、「みずほ銀行」といいます。）と資本業務提携を開始し、その後、2022年3月には、みずほ銀行との間の資本業務提携をみずほFGとの資本業務提携に見直して以降、みずほFGのグループ各社（以下、総称して「<みずほ>」）と当社の連携を深化させ、双方の機能を掛け合わせることで、リース事業の域を超えて新たな金融ソリューションを相互に創出し、分野横断的な取り組みを加速してまいりました。

かかるなか、みずほFGは、米国1956年銀行持株会社法（以下、「BHC法」といいます。）等のグローバル金融規制への適切な対応と、リース事業を含むグループ経営の柔軟性・持続的成長を両立することを目的とした、当社に対する議決権比率の最適化を行うため、保有する当社の普通株式の一部を日鉄興和不動産に譲渡することとなりました。

本株式譲渡により、みずほFGによる当社に対する議決権比率は低下しますが、当社としては引き続き<みずほ>との連携を一層強化することで事業基盤の拡充を図ってまいりたいと考えており、また、みずほFGとしても当社を<みずほ>におけるリース・非金融戦略会社として位置づける戦略に変わりはないことを確認しております。

従来から当社は、「モノ」に対する専門性と商流に対する深い理解、高度な金融ノウハウを用いて、幅広い金融・事業サービスを手がけており、中期経営計画2025においては、「リース会社から大きな飛躍を遂げ、お客さまと共に未来を共創するプラットフォームカンパニー」を将来の目指す姿として掲げ、「変革に挑戦する3年間」として、事業ポートフォリオの変革や経営基盤への積極投資を実施してまいりました。

かかる状況下、当社グループは新たに中期経営計画2028を策定し、本日公表いたしました。中期経営計画2028では、引き続き目指す姿の実現に向け、「変革を加速すると共に、未来の成長を確かなものにする3年間」として、これまで整備した基盤を拡充しつつ、事業ポートフォリオの変革を加速すると共に、変化に強い経営基盤を拡充してまいります。

具体的には、<みずほ>の顧客基盤と丸紅株式会社（以下、「丸紅」といいます。）の内外ネットワークを最大限活用し、アセットの有効活用やフィージビリティの強化等、ビジネスモデルの進化を図ると共に、インオーガニックな取り組みや新規事業探索機能の強化等により事業領域を拡大し、ROAの向

上や新たなビジネスの創出に取り組んでまいります。

こうした成長を支える基盤として、安定的な財務基盤を構築するとともに、人的資本強化、企業カルチャー変革、デジタル活用による生産性向上、リスクマネジメント高度化といった取り組みも進め、外部環境の変化や当社事業ポートフォリオの変革にアジャイルに対応可能な、変化に強い経営基盤を構築してまいります。

このように、中期経営計画 2028 の3年間で今後の成長戦略の着実な遂行とともに、資本充実による財務基盤の強化を図るステージと位置付ける当社にとって、資本性ある手法を用いる資金調達、リスクテイク力の向上と資金調達力の安定性確保につながることから、当社の企業価値の向上に資するもので、既存株主の利益向上に繋がると判断し、今般、かねてより資本業務提携関係にあるみずほFGを割当予定先とする本第三者割当増資による資金調達と本資本業務提携契約（みずほFG）の締結を決定いたしました。

本第三者割当増資を踏まえたみずほFGの当社に対する持株比率は従来と同水準に維持されることを踏まえ、当社は、中期経営計画 2028 の骨子の一つであるミドルマーケットへの成長支援や海外での成長の取込みにおいて、〈みずほ〉とのパートナーシップをより強固にしつつ、相互のシナジーを更に追求していきたいと考えております。

加えて、本株式譲渡により、日鉄興和不動産が新たに当社の株主として加わることから本資本業務提携契約（日鉄興和不動産）を締結いたしますが、従前より、「不動産投資開発」「アセットマネジメント事業」について協業を進めており、相互の協力関係がより強化され、戦略の遂行が確かなものになると考えております。

（2） 本第三者割当増資を選択した理由

当社は、上記「（1）募集に至る経緯及び目的」に記載した目的を実現するための資金調達手法については、負債性の資金調達ではなく、資本性ある手法を用いる資金調達を行うことで、リスクテイク力の向上と資金調達力の安定性確保につながると考えております。

また、現在の経済情勢、資本市場の状況、当社を取り巻く経営環境、当社の財務状態及び経営成績並びに当社の直近の株価の状況等を勘案すると、公募増資や普通株式の第三者割当増資の実施は、相応の規模の議決権の希薄化を直ちにもたらすことから、最適ではないと判断いたしました。

これに対して、種類株式を用いた第三者割当増資は、無議決権とするなどの商品設計によっては、資本性の資金調達を行いつつ急激な議決権の希薄化や株主構成の変化を回避することも可能であり、さらに、本株式譲渡によるみずほFGの議決権比率の低下後も、みずほFGの持株比率を従来と同水準に維持し、みずほFGとの間の強固なパートナーシップを維持することが可能になることから、当社にとって最も有効な選択肢となり得ると判断いたしました。そこで、上記「（1）募集に至る経緯及び目的」に記載のとおり、割当先を検討した結果、割当予定先に対して本第三者割当増資を実施することが当社の企業価値向上に資するもので、既存株主の利益向上に繋がると判断いたしました。

なお、A種種類株式には、普通株式を対価とする取得請求権が付与されているものの、割当予定先は、別紙1の「みずほリース株式会社 A種種類株式発行要項」の「(12) 普通株式を対価とする取得請求権」の「(3) BHC法の適用を受ける株主に対する行使制限」に記載のBHC株主に該当するため、割当予定先及び割当予定先からA種種類株式を譲り受けた者は、所定の事由が発生しない限り、当該取得請求権を行使することができず、また、当社は、みずほFGより、A種種類株式を長期的に保有する方針である意向を確認しており、当社の議決権の希薄化が生じる状況は合理的に限定されております。

（3） A種種類株式の概要

A種種類株式に関する剰余金配当、残余財産の分配については、いずれも普通株式と実質的に同様の条件としております。A種種類株式の内容の詳細は、別紙1「みずほリース株式会社 A種種類株式発行要項」をご参照ください。

① 剰余金の配当

当社は、ある事業年度に属する日を基準日として普通株式を有する株主（以下、「普通株主」といいます。）又は普通株式の登録株式質権者（普通株主と併せて以下、「普通株主等」といいます。）

す。)に対して剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日(以下、「配当基準日」といいます。)の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式を有する株主(以下、「A種種類株主」といいます。)又はA種種類株式の登録株式質権者(A種種類株主と併せて以下、「A種種類株主等」といいます。)に対し、普通株主等と同順位で、A種種類株式1株につき、普通株式1株当たりの配当金に普通株式対価取得比率(別紙1の「みずほリース株式会社 A種種類株式発行要項」の「(12)普通株式を対価とする取得請求権」の「(2)普通株式対価取得比率」に定める定義を言う。以下同じ。)を乗じた額の金銭(除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入します。)による剰余金の配当を行います。なお、A種種類株式1株当たりの配当金に各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てます。

② 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、普通株主等と同順位で、A種種類株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産の分配額に普通株式対価取得比率を乗じた額の金銭(除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入します。)による残余財産の分配を行います。なお、A種種類株式1株当たりの残余財産の分配額に各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てます。

③ 議決権

A種種類株式には議決権が付与されておられません。

なお、当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、A種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しません。

④ 普通株式を対価とする取得請求権

A種種類株主は、払込期日以降いつでも、当社に対して、A種種類株式1株につき普通株式対価取得比率を乗じた数(但し、各A種種類株主に交付する普通株式の総数に1株未満の端数が生じた場合、1株未満の端数は切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はいたしません。)の普通株式(以下、「請求対象普通株式」といいます。)の交付と引換えに、その保有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下、「普通株式対価取得請求」といいます。)が出来るものとし、当社は、当該普通株式取得請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、請求対象普通株式を、当該A種種類株主に対して交付するものとします。

ただし、普通株式対価取得比率は、定款所定の普通株式対価取得比率の調整を必要とする事由が発生した場合に調整され、また、BHC法の適用を受ける株主及びA種種類株式の譲受人に対する行使制限を定めております。普通株式対価取得比率の調整及び行使制限の内容の詳細は、別紙1「みずほリース株式会社 A種種類株式発行要項」をご参照ください。

⑤ 株式の分割又は併合等

当社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及びA種種類株式の種類ごとに同時に同一の割合でこれを行うものとします。また、当社は、株主に株式無償割当て又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含みます。以下同じです。)無償割当て(会社法第277条に定める新株予約権無償割当てをいいます。以下同じです。)を行うときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種種類株主にはA種種類株式又はA種種類株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合(新株予約権の目的である株式の数その他の内容を同一にすることを含みます。)で行うものとします。さらに、当社は、会社法第202条又は第241条に基づき株主に募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、各々の場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種種類株主にはA種種類株式又はA種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合

(新株予約権の目的である株式の数その他の内容を同一にすることを含みます。)で与えることといたします。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	46,080,000,000円
② 発行諸費用の概算額	190,000,000円
③ 差引手取概算額	45,890,000,000円

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額は、リーガルアドバイザー手数料、登記関連費用、臨時報告書等の書類作成費用、その他諸費用であります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

当社は、本日公表した「中期経営計画 2028」において、変革に挑戦した中期経営計画 2025 をベースに、本年度から 2028 年度までの 3 年間で「変革を加速すると共に、未来の成長を確かなものにする」3 年間として位置づけ、これまで整備した基盤を拡充しつつ、フェーズ 2 として、事業ポートフォリオの変革を加速すると共に、変化に強い経営基盤を拡充してまいります。

かかる方針のもと、本第三者割当増資による調達資金については、主に①<みずほ>との協業ビジネス強化、②不動産ビジネス強化、③国際事業強化、④新規事業創出に向けた成長投資、⑤経営基盤強化、⑥自己資本の充実による財務基盤の強化に係る資金として充当する予定です。これらの取り組みを通じて、事業ポートフォリオの進化と成長戦略の着実な遂行により、中長期的な企業価値の向上につなげることで、本第三者割当増資による EPS (1 株当たり純利益) の低下を早期に打ち返してまいります。

① <みずほ>との協業ビジネス強化

<みずほ>とは、2019 年の資本業務提携以降、<みずほ>が有する顧客基盤等を活用し、様々な分野において事業機会を創出してまいりました。中期経営計画 2028 においても、本第三者割当増資を通じて、従前のみずほ FG との提携関係を一層強化することにより、更なる事業機会の拡大を見込んでおります。具体的には、これまでの大企業法人との取引に加え、中堅・中小企業を中心としたミドルマーケットに対し、JOL/JOLCO 等の商品提供を強化するとともに、本第三者割当増資による調達資金を活用することによって、ファイナンスやエクイティ出資等の手法を通じ、事業承継や M&A といった方法を活用したお客さまの経営課題の解決に取り組んでまいります。

② 不動産ビジネス強化

不動産事業においては、本第三者割当増資による調達資金を活用し、従来からの不動産リース・ファイナンス事業に加え、自社ブランドによる投資・開発事業を推進すると同時にインオーガニック投資によるアセットマネジメントやオペレーター機能の獲得・拡充などの事業領域の拡大を推進してまいります。また、今回の日鉄興和不動産との資本提携関係の変更を通じて、同社との連携を一層強化し、不動産開発から保有・運営に至る不動産バリューチェーン全体での協業を深めることにより、共同投資やファイナンス提供、保有不動産の有効活用・再開発等を進め、不動産事業の収益力及び成長性の向上を図ってまいります。

③ 国際事業強化

海外展開については、中期経営計画 2025 の下、Mizuho RA Leasing (旧 Rent Alpha) 社の株式取得や追加出資等のインオーガニック投資、並びに丸紅との連携ビジネスの推進を通じて、ビジネスフィールドの拡大を進めてまいりました。中期経営計画 2028 においても、本第三者割当増資による調達資金の活用によって、より多くの投資機会へのアプローチが可能となることで、<みずほ>及び丸紅との連携を一層加速し、海外の成長を着実に取り込んでまいります。具体的には、海外インフラ関連事業への参入・強化に加え、<みずほ>傘下の内外投資銀行との連携を通じ、北

米等におけるインオーガニック投資を含む成長投資を推進し、海外事業の収益基盤及び成長性の向上を図ってまいります。

④ 新規事業創出に向けた成長投資

当社は、将来の成長ドライバーとなり得る新たな事業機会の創出を重要な経営課題と位置付けております。中期経営計画 2028 の下、スタートアップ企業や事業会社等との共創を通じて、当社単独では捉えきれない成長機会や新たなビジネスモデルを取り込むための協業及び事業開発に、本第三者割当増資により調達した資金を投下してまいります。具体的には、初期段階からの共創や実証を起点とし、事業性や成長性を見極めながら段階的に投資・事業開発を進めることで、新規事業領域の探索・育成を行うとともに、既存事業とのシナジー創出や事業ポートフォリオの変革につなげ、中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

⑤ 経営基盤強化

当社は、中期経営計画 2025 の下、経営基盤への積極投資を実施し、人財戦略の高度化、企業カルチャーの変革、デジタルトランスフォーメーションの加速、ガバナンス強化、リスクマネジメント態勢の高度化といった変革に向けた基盤を整備してまいりました。中期経営計画 2028 においても、本第三者割当増資による調達資金を活用し、これらの基盤を拡充し、変革を加速してまいります。

⑥ 自己資本の充実による財務基盤の強化

中期経営計画 2028 においては、経営指標として、2028 年度に当期利益 600 億円、自己資本比率 12% 程度、経常利益 ROA1.7% 以上、ROE11% 以上を掲げており、本第三者割当増資は当該計画を達成するための重要な施策と考えております。特に中長期的には持続的な事業の成長に向けたリスクテイク力の向上策として自己資本比率を始めとする財務基盤の強化が重要課題であり、自己資本を充実させ、グローバルな格付の取得を展望することにより、海外展開において必要となる資金調達手段の多様化・強化が必要であると考えています。

本第三者割当増資による資金は、上記の各施策に充当することにより、当社の企業価値の向上に資するもので、既存株主の利益向上に繋がるものと考えております。具体的な投資案件等につきましては、法令等に従い、適時に開示を行ってまいります。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本第三者割当増資により調達する資金については、「中期経営計画 2028」の各種施策推進に係る投資等のための資金として充当し（詳細については上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」の「(2) 調達する資金の具体的な使途」をご参照ください。）、事業ポートフォリオの進化と成長戦略の着実な遂行を通じた、将来の収益の柱となる収益基盤の構築に用いる想定です。

これにより、本第三者割当増資の実行は当社の企業価値向上に寄与するもので、既存株主の利益向上に繋がると考えており、上記資金使途は当社にとって合理性があるものと判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

払込金額は、本第三者割当増資に係る取締役会決議日（以下「本取締役会決議日」といいます。）の直前営業日（2026 年 5 月 13 日）における株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場における当社の普通株式の終値と同額である 1,440 円といたしました。

払込金額の決定に際し、A 種種類株式の払込金額について当社の普通株式の市場株価を基準としたのは、A 種種類株式には株主総会における議決権が付されていないものの、普通株式対価取得比率の調整が生じない限り、A 種種類株式に係る剰余金の配当及び残余財産の分配は普通株式と差異はなく、一定の行使制限及び普通株式対価取得比率の調整条項が付されているものの A 種種類株式 1 株に対して普通株式 1 株を対価とする取得請求権が付されていることを踏まえると、普通株式と A 種種類

株式の内容及び経済的価値に実質的な差異はないことから、A 種種類株式の払込金額は、普通株式の市場価格を基準とすることが合理的であると判断したためです。また、本取締役会決議日の直前営業日の終値と同額としたのは、算定時に最も近い時点の市場価格が当社株式の現時点の株式価値を最も適切に反映しており発行価額として合理的であると考えたためであり、割当予定先との協議を経て決定しました。

なお、当該払込価額は、本取締役会決議日の直前営業日までの直前 1 か月における終値の平均 1,426 円（円未満切捨て）に対して 0.98% のプレミアム、同直前 3 か月における終値の平均 1,442 円（円未満切捨て）に対して 0.14% のディスカウント、同直前 6 か月における終値の平均 1,423 円（円未満切捨て）に対して 1.19% のプレミアムです。

上記払込金額は、日本証券業協会の定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準じて、当該指針に準拠した場合における普通株式の払込金額を基準としたものであり、当社は、割当予定先に特に有利な金額には該当しないと判断しております。

なお、本第三者割当増資に係る取締役会決議に出席した当社監査役 4 名全員（うち社外監査役 3 名）は、当該払込金額は上記「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準じて、当該指針に準拠した場合における普通株式の払込金額を基準としたものであり、割当予定先に特に有利ではなく、取締役の判断について法令に違反する重大な事実とは認められない旨の意見を表明しております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社は、A 種種類株式を 32,000,000 株発行することにより、総額 46,080,000,000 円を調達しますが、前述の資金調達の目的や資金使途及びその合理性に照らしますと、A 種種類株式の発行数量は合理的であると判断しております。

また、A 種種類株式は、当社株主総会における議決権が付与されておらず、本第三者割当増資の実施時において議決権の希薄化は生じません。また、A 種種類株式には、普通株式を対価とする取得請求権（以下「普通株式対価取得請求権」といいます。）が付与されているものの、割当予定先は、別紙 1 の「みずほリース株式会社 A 種種類株式発行要項」の「(12) 普通株式を対価とする取得請求権」の「(3) BHC 法の適用を受ける株主に対する行使制限」に記載の BHC 株主に該当するため、割当予定先及び割当予定先から A 種種類株式を譲り受けた者は、所定の事由が発生しない限り、普通株式対価取得請求権は行使することができず、また、当社は、みずほ FG より、A 種種類株式を長期的に保有する方針である意向を確認しており、当社の議決権の希薄化が生じる状況は合理的に限定されております。さらに、仮に普通株式対価取得請求権が行使される場合であっても、普通株式対価取得請求権の行使により発行される普通株式数は普通株式対価取得請求権の対象となる A 種種類株式の数に所定の取得比率を乗じた数とされているところ、当初の取得比率は 1 であるため、当初の取得比率が維持される限り（なお、取得比率の調整が必要となる事態は現時点で具体的に想定されておられません。）は、普通株式対価取得請求権の行使により発行される普通株式数は最大でも 32,000,000 株であり、かかる普通株式数に係る議決権の個数（320,000 個）の、2026 年 3 月 31 日時点の発行済普通株式総数 282,666,300 株から、同日現在の自己株式及び単元未満株の合計 359,600 株を控除した 282,306,700 株に係る議決権の個数（2,823,067 個）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）は 11.34% に相当する数となるものであることから、過度な希薄化ではなく、発行後直ちに株主構成に影響を及ぼすことがないように配慮されております。

6. 割当予定先の選定理由等

（1）割当予定先の概要

（1） 名称	株式会社みずほフィナンシャルグループ
（2） 所在地	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 5 号
（3） 代表者の役職・氏名	執行役社長 木原 正裕
（4） 事業内容	銀行持株会社、銀行、証券専門会社、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理及びこれに附随する業務、その他銀行法により銀行持株会社が営むことのできる業務
（5） 資本金	2,256,767 百万円

(6)	設立年月日	2003年1月8日		
(7)	発行済株式数	2,489,848,594株		
(8)	決算期	3月31日		
(9)	従業員数	53,256人(連結)		
(10)	主要取引先	-		
(11)	主要取引銀行	-		
(12)	大株主及び持株比率	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	15.46%	
		株式会社日本カストディ銀行(信託口)	5.56%	
		STATE STREET BANK WEST CLIENT- TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	2.18%	
		STATE STREET BANK AND TRUSTCOMPANY 505001 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	1.98%	
		THE BANK OF NEW YORK MELLON AS DEPOSITARY BANK FOR DEPOSITARY RECEIPT HOLDERS (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	1.69%	
		JP MORGAN CHASE BANK 385632 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	1.51%	
		JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	1.51%	
		J P モルガン証券株式会社	1.10%	
		株式会社日本カストディ銀行(金銭信託課税口)	1.04%	
	野村信託銀行株式会社(投信口)	0.99%		
(13)	当事会社間の関係			
	資本関係	みずほFGは、当社普通株式65,278,500株を直接保有しております。当社は、みずほFGの普通株式447,330株を所有しております。		
	人的関係	当社の取締役のうち2名はみずほFGの出身者であります。		
	取引関係	みずほFGが発行する社債の取引を行っております。		
	関連当事者への 該当状況	当社はみずほFGの持分法適用関連会社であり、みずほFGは当社の関連当事者に該当します。		
(14)	最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期		2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
連結純資産		9,208,463百万円	10,312,135百万円	10,523,753百万円
連結総資産		254,258,203百万円	278,672,151百万円	283,320,404百万円
1株当たり連結純資産 (円)		3,603.98円	4,037.28円	4,161.03円
連結経常収益		5,778,772百万円	8,744,458百万円	9,030,374百万円
連結経常利益		789,606百万円	914,047百万円	1,168,141百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益		555,527百万円	678,993百万円	885,433百万円
1株当たり連結当期純利 益(円)		219.20円	267.88円	350.20円
1株当たり配当金(円)		普通株式 85.00円	普通株式 105.00円	普通株式 140.00円

(注) 1. 2025年9月30日現在。

2. 持株比率は発行済株式総数(自己株式数を除きます。)に対する比率を記載しております。また、小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。

3. 割当予定先であるみずほFGは、会社の沿革、役員等について有価証券報告書等において公表しております。また、東京証券取引所プライム市場に上場しており、みずほFGが東

京証券取引所に提出している「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」（最終更新日：2026年4月3日）に記載している、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を、同取引所のホームページにて確認することにより、当社は、みずほFG及びその役員が反社会的勢力とは一切関係がないと判断しております。

（2）割当予定先を選定した理由

上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、本株式譲渡によるみずほFGの持分比率の低下を踏まえ、みずほFGとの間の強固なパートナーシップを維持するため、また、みずほグループの有する顧客基盤等を介した事業機会の拡大による企業価値の向上を図るために、みずほFGを割当先とする第三者割当増資により資金調達を行うことが適切であると判断したものです。

（3）割当予定先の保有方針

本第三者割当増資は、当社とみずほFGとの間で従来同様の本既存資本業務提携（みずほFG）における提携関係を維持することを企図して行われるものであるところ、当社は、みずほFGより、A種種類株式を長期的に保有する方針である意向を確認しております。

なお、当社は、みずほFGより、割当後2年以内にA種種類株式の全部又は一部を譲渡した場合、その内容を直ちに当社に書面にて報告する旨、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告する旨、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意する旨の確約書を取得する予定です。

（4）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先が2026年3月期に関東財務局長宛てに提出している半期報告書に記載の貸借対照表の2025年9月30日時点の現金預け金の金額を確認しており、割当予定先がA種種類株式の払込みに要する資金を保有していることを確認しております。割当予定先からは、払込期日までに払込みに要する資金の準備が完了できる旨の報告を得ており、払込期日までに割当予定株式を引き受けるのに十分な資金を確保できるものと判断しております。

7. 第三者割当後の大株主及び持株比率

（1）普通株式

本株式譲渡及び本第三者割当増資前 (2026年3月31日現在)		本株式譲渡及び本第三者割当増資後	
株式会社みずほフィナンシャルグループ	23.09%	丸紅株式会社	20.00%
丸紅株式会社	20.00%	株式会社みずほフィナンシャルグループ	14.40%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	7.22%	日鉄興和不動産株式会社	8.69%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	3.05%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	7.22%
リコーリース株式会社	2.65%	株式会社日本カストディ銀行（信託口）	3.05%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	1.33%	リコーリース株式会社	2.65%
株式会社日本カストディ銀行（三井住友信託銀行再信託分・株式会社東芝退職給付信託口）	1.06%	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	1.33%
第一生命保険株式会社	1.03%	株式会社日本カストディ銀行（三井住友信託銀行再信託分・株式会社東芝退職給付信託口）	1.06%
DOWA ホールディングス株式会社	0.99%	第一生命保険株式会社	1.03%

株式会社日本カストディ銀行(信託E 口)	0.87%	DOWA ホールディングス株式会社	0.99%
-------------------------	-------	-------------------	-------

(注) 第三者割当後の大株主及び持株比率は2026年3月31日現在の発行済株式総数(自己株式数を除きます。)に対する株主名簿上の所有株式数の割合を算出し、本株式譲渡の実施による大株主及び持株比率の変動について反映して記載しております。なお、持株比率は小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。

(2) A 種種類株式

本第三者割当増資前 (2026年5月14日現在)	本第三者割当増資後
該当なし	株式会社みずほフィナンシャルグループ 100.00%

8. 今後の見通し

A 種種類株式の発行により、「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期」の「(2) 調達する資金の具体的な用途」に記載の各成長領域への投資を行うと同時に、長期的かつ安定的な財務基盤の構築を図ります。

なお、本第三者割当増資が当社連結業績に与える影響は、2026年5月14日に公表いたしました「2026年3月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」における「2027年3月期の連結業績予想(2026年4月1日～2027年3月31日)」に現時点で想定されるものは織り込んでおります。今後、当社に業績予想修正の必要性その他公表すべき事項が生じた場合には速やかに公表いたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当増資は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

なお、A 種種類株式の割当予定先であるみずほFGは、当社の主要株主及びその他の関係会社に該当することから、当社の少数株主の利益に配慮する観点から、当社における検討及び意思決定における透明性を確保する目的で、割当予定先であるみずほFGから独立し、少数株主と利益相反が生じるおそれのない当社の社外取締役6名全員に対して、本第三者割当増資が少数株主にとって不利益なものではないことについて、2026年4月23日に意見の聴取を行っております。当社の社外取締役6名は、本事項の審議にあたり、本第三者割当増資の目的及び実施するに至った経緯、本第三者割当増資によってEPSの低下が生じることやその影響の程度、割当予定先をみずほFGのみとすることや発行価額の妥当性に関する説明を受けております。

当該意見の聴取の場において、当社の社外取締役6名は、それらの説明を踏まえて本第三者割当増資が当社の少数株主にとって不利益なものとならないかという観点から検討を行った結果、

- ① 本第三者割当増資における資本金の調達により、中期経営計画2028に掲げた財務基盤の強化、成長戦略の着実な遂行並びに資金調達力の安定性確保の実現性を高めることで、中長期的な企業価値及び株式価値の向上が期待できること
- ② 本株式譲渡後もみずほFGとの強固なパートナーシップを維持し、みずほグループの有する顧客基盤等を介した事業機会の拡大により当社企業価値の向上につなげるべく、かねてより資本業務提携関係にあるみずほFGをA 種種類株式の割当予定先とすることには合理性を有し、また、A 種種類株式の払込金額は、日本証券業協会の定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準じて、当該指針に準拠した場合における普通株式の払込金額を基準としたものであり、割当予定先に特に有利な金額には該当しないということ
- ③ A 種種類株式には当社株主総会における議決権が付与されておらず、本第三者割当増資を実施し

た時点では議決権の希薄化は生じず、その後においても当該希薄化が生じる状況は合理的に限定されるように検討されていること

- ④ 本第三者割当増資に際しては本定款変更について当社株主総会で承認が得られることが必要であり、少数株主を含めた株主に説明し意思を確認する機会を設けていること

以上の4点から、本第三者割当増資は当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられる旨の意見を表明しております。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
連結売上高	656,127百万円	695,423百万円	921,592百万円
連結営業利益	39,511百万円	48,966百万円	44,674百万円
連結経常利益	50,897百万円	66,219百万円	64,969百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	35,220百万円	42,038百万円	47,609百万円
1株当たり連結当期純利益	145.07円	154.54円	169.98円
1株当たり配当金	38.40円	47.00円	51.00円
1株当たり連結純資産	1,270.62円	1,367.89円	1,527.83円

(注) 当社は2024年4月1日付で、普通株式1株につき5株の割合で株式を分割しています。このため「1株当たり連結当期純利益」、「1株当たり配当金」及び「1株当たり連結純資産」につきましては、2024年3月期分については、当該株式分割が行われたと仮定して計算しています。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2026年3月31日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	普通株式 282,666,300株	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	-	-
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	-	-
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	-	-

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
始値	706円	1,169円	1,058円
高値	1,176円	1,190円	1,544円
安値	698円	860円	886円
終値	1,162円	1,043円	1,388円

(注) 当社は、2024年4月1日付で1株につき5株の割合で株式分割を実施しております。2024年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、上記株価を算定しております（円未満切捨て）。

② 最近6か月間の状況

	2025年12月	2026年1月	2026年2月	2026年3月	2026年4月	2026年5月

始 値	1,370 円	1,413 円	1,431 円	1,489 円	1,418 円	1,420 円
高 値	1,437 円	1,482 円	1,544 円	1,527 円	1,475 円	1,446 円
安 値	1,337 円	1,386 円	1,406 円	1,350 円	1,383 円	1,396 円
終 値	1,413 円	1,424 円	1,529 円	1,388 円	1,427 円	1,440 円

(注) 2026年5月の株価につきましては、2026年5月13日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2026年5月13日
始 値	1,440 円
高 値	1,446 円
安 値	1,433 円
終 値	1,440 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

第三者割当増資による新株式の発行

払 込 期 日	2024年6月18日
調 達 資 金 の 額	41,308,454,100 円 (差引手取概算額)
発 行 価 額	発行価額 1株につき 1,107 円 発行価額の総額 41,674,454,100 円
募集時における 発行済株式数	245,020,000 株
当該募集による 発行株式数	37,646,300 株
募集後における 発行済株式総数	282,666,300 株
割 当 先	丸紅 28,785,800 株 みずほFG 8,860,500 株
発行時における 当初の資金使途	① 丸紅との協業ビジネスに係る資金 / みずほグループとの協業ビジネスに係る資金 : 35,000 百万円 ② マルチソリューション・プラットフォームの構築に係る資金 : 6,308 百万円
発行時における 支出予定時期	① 2024年6月から2026年3月 ② 2024年6月から2026年3月
現時点における 充 当 状 況	① 丸紅との協業ビジネスに係る資金 / みずほグループとの協業ビジネスに係る資金として、当社の完全子会社であるエムエル・エステート株式会社による日鉄興和不動産の株式取得 (2025年4月24日公表) やポルトガルにおける開発・保有する再生エネルギーポートフォリオ事業の持分取得 (2025年7月3日公表) 等に 35,000 百万円充当しております。 ② マルチソリューション・プラットフォームの構築に係る資金として TREホールディングス株式会社の株式取得 (2025年10月8日公表) 等に 6,308 百万円充当する予定です。

11. 発行要項

別紙1「みずほリース株式会社 A種種類株式発行要項」をご参照ください。

12. 本第三者割当増資の日程

(1) 取締役会決議日 2026年5月14日 (木)

- (2) 本株主総会決議日 2026年6月23日(火)(予定)
- (3) A種種類株式の払込期日 2026年7月1日(水)(予定)

II. 本定款変更について

1. 本定款変更の目的

上記「I. 本第三者割当増資について」に記載したA種種類株式の発行を可能とするために、A種種類株式に関する定款規定を新設するものです。

なお、本定款変更については、本株主総会において、本定款変更に係る各議案の承認が得られることを条件とします。

2. 本定款変更の内容

定款変更の内容は別紙2「定款変更案」のとおりです。

3. 本定款変更の日程

- (1) 取締役会決議日 2026年5月14日(木)
- (2) 本株主総会決議日 2026年6月23日(火)(予定)
- (3) 効力発生日 2026年6月23日(火)(予定)

III. 本資本業務提携契約(みずほFG)の締結について

1. 本資本業務提携契約(みずほFG)の締結の目的及び理由

本第三者割当増資及び本株式譲渡による資本関係の変更を踏まえ、本既存資本業務提携(みずほFG)を本第三者割当増資の効力が発生したこと等を条件に終了させるとともに、本第三者割当増資に伴う資本提携を反映させつつ、本既存資本業務提携(みずほFG)と同内容の業務提携を継続することを企図して、本資本業務提携契約(みずほFG)を締結いたします。もっとも、みずほFGと当社との資本業務提携の目的や理念等の達成については引き続き継続していくことを目指しております。

2. 本資本業務提携契約(みずほFG)の内容

(1) 業務提携に関する内容

当社は2019年2月にみずほ銀行と資本業務提携を開始し、その後2022年3月には、みずほ銀行との間の資本業務提携をみずほFGとの資本業務提携に見直して以降、本既存資本業務提携(みずほFG)として、〈みずほ〉と当社の連携を深化させ、双方の機能を掛け合わせることにより、リース事業の域を超えて新たな金融ソリューションを相互に創出し、分野横断的な取り組みを加速してまいりました。

今般、上記「1. 本資本業務提携契約(みずほFG)の締結の目的及び理由」に記載のとおり、本既存資本業務提携(みずほFG)と同内容の業務提携を継続することを企図しております。

(2) 資本提携に関する内容

本既存資本業務提携契約(みずほFG)に本第三者割当増資及び本株式譲渡による資本関係の変更を踏まえ、資本関係の変更などを行う場合には協議を行う旨を追加いたしました。本株式譲渡により、みずほFGによる当社に対する議決権比率は低下するものの、本第三者割当増資を踏まえた持株比率は従来と同水準に維持され、〈みずほ〉におけるリース・非金融戦略会社としての位置づけも変わらないと認識しています。

なお、本第三者割当増資及び本株式譲渡後の資本関係については、「IV. 主要株主である筆頭株主の異動について」をご参照ください。

3. 資本業務提携の相手先の概要

みずほFGの概要は、上記「I. 本第三者割当増資について」の「6. 割当予定先の選定理由等」の「(1) 割当予定先の概要」をご参照ください。

4. 本資本業務提携契約（みずほFG）の締結の日程

- | | |
|-------------------------|------------------|
| (1) 取締役会決議日 | 2026年5月14日（木） |
| (2) 本資本業務提携契約（みずほFG）締結日 | 2026年5月14日（木） |
| (3) 効力発生日 | 2026年7月1日（水）（予定） |

5. 今後の見通し

本資本業務提携契約（みずほFG）の締結が当社連結業績に与える影響は、2026年5月14日に公表いたしました「2026年3月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」における「2027年3月期の連結業績予想（2026年4月1日～2027年3月31日）」に現時点で想定されるものは織り込んでおります。今後、当社に業績予想修正の必要性その他公表すべき事項が生じた場合には速やかに公表いたします。

IV. 主要株主である筆頭株主の異動について

1. 異動が生じる経緯

上記「I. 本第三者割当増資について」に記載の本第三者割当増資及び本株式譲渡に伴い、当社の主要株主である筆頭株主の異動が生じることとなる見込みです。

2. 異動する株主の概要

(1) 主要株主である筆頭株主に該当しないこととなる株主

みずほFGの概要は、上記「I. 本第三者割当増資について」の「6. 割当予定先の選定理由等」の「(1) 割当予定先の概要」をご参照下さい。

(2) 新たに主要株主である筆頭株主となる株主

①	名称	丸紅株式会社
②	本店所在地	東京都千代田区大手町一丁目4番2号
③	代表者の役職・氏名	代表取締役 大本 晶之
④	事業内容	国内外のネットワークを通じて、ライフスタイル、食料・アグリ、金属、エネルギー・化学品、電力・インフラサービス、金融・リース・不動産、エアロスペース・モビリティ、情報ソリューション、次世代事業開発、次世代コーポレートディベロップメント、その他の広範な分野において、輸出入（外国間取引を含む）及び国内取引のほか、各種サービス業務、内外事業投資や資源開発等の事業活動を多角的に展開
⑤	資本金	263,711百万円（2026年3月31日現在）

3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

(1) みずほFG

	属性	議決権の数 (所有株式数) (議決権所有割合)			大株主 順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	その他の関係会	652,785 個	13,998 個	666,783 個	第1位

	社及び主要株主 である筆頭株主	(65,278,500株) (23.12%)	(1,399,800株) (0.50%)	(普通株式 66,678,300株) (23.62%)	
異動後	その他の関係会 社及び主要株主	407,043個 (普通株式 40,704,300株、 A種種類株式 32,000,000株) (14.42%)	13,998個 (1,399,800株) (0.50%)	421,041個 (普通株式 42,104,100株、 A種種類株式 32,000,000株) (14.91%)	第2位

- (注) 1. 「議決権所有割合」は、2026年3月31日時点の発行済普通株式総数282,666,300株から、同日現在の自己株式及び単元未満株の合計359,600株を控除した282,306,700株に係る議決権2,823,067個を基準として算出し、小数点以下第三位を四捨五入しております。
2. 異動後の大株主の順位につきましては、2026年3月31日時点の株主名簿を基準として、現時点において想定した順位を記載しております。

(2) 丸紅

	属性	議決権の数 (所有株式数) (議決権所有割合)			大株主 順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	その他の関係会 社及び主要株主	565,333個 (56,533,300株) (20.03%)	—	565,333個 (56,533,300株) (20.03%)	第2位
異動後	その他の関係会 社及び主要株主 である筆頭株主	565,333個 (56,533,300株) (20.03%)	—	565,333個 (56,533,300株) (20.03%)	第1位

4. 異動予定年月日

2026年7月1日(水)(予定)

5. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

該当事項はありません。

6. 今後の見通し

今後の見通しは、上記「I. 本第三者割当増資について」の「8. 今後の見通し」をご参照ください。

V. 本資本業務提携契約(日鉄興和不動産)の締結について

1. 本資本業務提携契約(日鉄興和不動産)の締結の目的及び理由

本株式譲渡を含む資本関係の変更を踏まえ、本既存資本業務提携契約(日鉄興和不動産)を、本株式譲渡の効力が発生したこと等を条件に終了させるとともに、本株式譲渡に伴う資本提携を反映させつつ、本既存資本業務提携契約(日鉄興和不動産)と同内容の業務提携を継続することを企図して、本資本業務提携契約(日鉄興和不動産)を締結いたします。もっとも、日鉄興和不動産と当社との間の資本業務提携の目的や理念等の達成については引き続き継続していくことを目指しております。

2. 本資本業務提携契約(日鉄興和不動産)の内容

(1) 業務提携に関する内容

当社及び当社の完全子会社であるエムエル・エステート株式会社は日鉄興和不動産と 2025 年 4 月 24 日付で本既存資本業務提携契約（日鉄興和不動産）を締結し、具体的な取り組みとして、2021 年 8 月の業務提携以降に取り組んできた相互協力による各社顧客向け CRE 提案での連携、不動産再開発における協業や再生可能エネルギーを活用したビジネスの推進に加え、私募ファンドビジネス等でのアセットマネジメント事業における協業の検討、環境認証不動産の取得増加によるサステナビリティの推進や人財の相互交流による更なる事業理解による協業の深化により、戦略シナジーの早期発現を目指してまいりました。

今般、上記「1. 本資本業務提携契約（日鉄興和不動産）の締結の目的及び理由」に記載のとおり、同内容の業務提携を継続することを企図しておりますが、上記「I. 本第三者割当増資について」の「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期」の「(2) 調達する資金の具体的な用途」に記載のとおり、日鉄興和不動産との連携を一層強化し、不動産開発から保有・運営に至る不動産バリューチェーン全体での協業を深めることにより、共同投資やファイナンス提供、保有不動産の有効活用・再開発等を進めてまいります。

(2) 資本提携に関する内容

本既存資本業務提携契約（日鉄興和不動産）に本株式譲渡を含む資本関係の変更を踏まえ、資本関係の変更などを行う場合には協議を行う規定を追加するなどの変更を加えております。

3. 資本業務提携の相手先の概要

(1) 名称	日鉄興和不動産株式会社	
(2) 所在地	東京都港区赤坂一丁目 8 番 1 号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 三輪 正浩	
(4) 事業内容	不動産賃貸事業、不動産販売事業、フィー事業	
(5) 資本金	19,824 百万円	
(6) 設立年月日	1997 年 3 月 24 日（創業 1952 年 10 月 15 日）	
(7) 大株主及び持株比率 (注) (2025 年 9 月 30 日現在)	日本製鉄株式会社	30.15% (議決権比率：20.00%)
	エムエル・エステート株式会社	26.75% (議決権比率：17.31%)
	第一生命保険株式会社	4.91% (議決権比率：7.15%)
	日本生命保険相互会社	4.67% (議決権比率：6.79%)
	株式会社日立ビルシステム	3.69% (議決権比率：5.36%)
	みずほリース株式会社	3.39% (議決権比率：4.94%)
	株式会社みずほ銀行	2.77% (議決権比率：4.03%)
	積水ハウス株式会社	2.46% (議決権比率：3.57%)
	株式会社ミリアルリゾートホテルズ	2.46% (議決権比率：3.57%)
	大同特殊鋼株式会社	1.64% (議決権比率：2.39%)

(8) 上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	当社は、本日時点で、日鉄興和不動産の普通株式 53,196 株（議決権比率 22.24%。うち、エムエル・エステート株式会社を通じた間接保有分 41,391 株（議決権比率 17.31%））及び甲種類株式 51,654 株（うち、エムエル・エステート株式会社を通じた間接保有分 51,654 株）の合計 104,850 株を保有しております。なお、エムエル・エステート株式会社は、2026 年 7 月 1 日付で、みずほ信託銀行株式会社に対して甲種類株式 51,654 株を信託することを予定しております。
	人的関係	当社は、本日時点で、日鉄興和不動産の取締役のうち 1 名は当社の出身者であります。また、日鉄興和不動産のグループ会社に従業員 1 名を派遣しております。
	取引関係	当社は日鉄興和不動産に対する設備のリース契約等を有しております。また当社は日鉄興和不動産より事務所の賃借を受けております。
	関連当事者への該当状況	日鉄興和不動産は、当社の持分法適用関連会社であり、関連当事者に該当します。

(9) 最近 3 年間の連結経営成績及び連結財政状態			
決算期	2023 年 3 月期	2024 年 3 月期	2025 年 3 月期
連結純資産	280,367 百万円	313,841 百万円	337,201 百万円
連結総資産	1,194,857 百万円	1,252,908 百万円	1,366,527 百万円
1 株当たり連結純資産	792,666.64 円	889,156.12 円	956,064.99 円
連結売上高	228,050 百万円	274,029 百万円	261,868 百万円
連結営業利益	41,450 百万円	48,837 百万円	51,842 百万円
連結経常利益	38,042 百万円	43,422 百万円	46,088 百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	25,818 百万円	27,986 百万円	30,170 百万円
1 株当たり連結当期純利益	74,225.78 円	80,457.20 円	86,736.01 円
1 株当たり配当金	8,000 円	9,000 円	9,500 円

(注) 日鉄興和不動産は、普通株式及び議決権が付与されていない甲種類株式を発行しておりますが、持株比率は、甲種類株式を含む日鉄興和不動産の発行済株式の総数（自己株式を除く。）に対する所有株式数の割合を記載しております。なお、議決権比率は総株主の議決権に対する所有議決権数の割合を記載しており、甲種類株式については議決権比率の算定には含めておりません。また、小数点以下第三位を四捨五入しております。

4. 本資本業務提携契約（日鉄興和不動産）の締結の日程

- | | |
|---------------------------|-----------------------|
| (1) 取締役会決議日 | 2026 年 5 月 14 日（木） |
| (2) 本資本業務提携契約（日鉄興和不動産）締結日 | 2026 年 5 月 14 日（木） |
| (3) 効力発生日 | 2026 年 7 月 1 日（水）（予定） |

5. 今後の見通し

本資本業務提携契約（日鉄興和不動産）の締結が当社連結業績に与える影響は、2026年5月14日に公表いたしました「2026年3月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」における「2027年3月期の連結業績予想(2026年4月1日～2027年3月31日)」に現時点で想定されるものは織り込んでおります。今後、当社に業績予想修正の必要性その他公表すべき事項が生じた場合には速やかに公表いたします。

以 上

みずほリース株式会社 A種種類株式発行要項

(1) 株式の種類及び数	当社 A 種種類株式 32,000,000 株
(2) 払込金額	1 株につき 1,440 円
(3) 払込金額の総額	46,080,000,000 円
(4) 増加する資本金	23,040,000,000 円
(5) 増加する資本準備金	23,040,000,000 円
(6) 募集又は割当方法	第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てます。 みずほ FG 32,000,000 株
(7) 申込期日	2026 年 7 月 1 日 (予定)
(8) 払込期日	2026 年 7 月 1 日 (予定)
(9) 剰余金の配当	当社は、ある事業年度に属する日を基準日として普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（普通株主と併せて以下、「普通株主等」という。）に対して剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日（以下「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録された A 種種類株式を有する株主（以下「A 種種類株主」という。）又は A 種種類株式の登録株式質権者（A 種種類株主と併せて以下、「A 種種類株主等」という。）に対し、普通株主等と同順位で、A 種種類株式 1 株につき、普通株式 1 株当たりの配当金に普通株式対価取得比率（下記 12(2)に定める意味を有する。以下、同様とする。）を乗じた額の金銭（除算は最後に行い、円位未満小数第 2 位まで計算し、その小数第 2 位を四捨五入する。）による剰余金の配当を行う。なお、A 種種類株式 1 株当たりの配当金に各 A 種種類株主等が権利を有する A 種種類株式の数に乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。
(10) 残余財産の分配	当社は、残余財産を分配するときは、A 種種類株主等に対し、普通株主等と同順位で、A 種種類株式 1 株につき、普通株式 1 株当たりの残余財産の分配額に普通株式対価取得比率を乗じた額の金銭（除算は最後に行い、円位未満小数第 2 位まで計算し、その小数第 2 位を四捨五入する。）による残余財産の分配を行う。なお、A 種種類株式 1 株当たりの残余財産の分配額に各 A 種種類株主等が権利を有する A 種種類株式の数に乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。
(11) 議決権	(1) A 種種類株主は、株主総会において議決権を有しない。 (2) 当社が、会社法第 322 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、A 種種類株主を構成

	員とする種類株主総会の決議を要しない。
(12) 普通株式を対価とする取得請求権	<p>(1) 普通株式対価取得請求権 A種種類株主は、2026年7月1日以降いつでも、当社に対して、A種種類株式1株に普通株式対価取得比率を乗じた数（但し、各A種種類株主に交付する普通株式の総数に1株未満の端数が生じた場合、1株未満の端数は切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。）の普通株式（以下「請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「普通株式対価取得請求」という。）ができるものとし、当社は、当該普通株式対価取得請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、請求対象普通株式を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。但し、下記(3)及び(4)に定める制限に服する。</p> <p>(2) 普通株式対価取得比率 普通株式対価取得比率は、当初、1とする。但し、以下の(a)又は(b)のいずれかに該当する場合には、当社はA種種類株主及びA種種類株式の登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後の普通株式対価取得比率、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえで、普通株式対価取得比率の調整を適切に行うものとする。</p> <p>(a) 合併、株式交換、株式交換若しくは株式交付による他の株式会社発行済株式の全部若しくは一部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために普通株式対価取得比率の調整を必要とするとき。</p> <p>(b) その他、発行済普通株式数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって普通株式対価取得比率の調整を必要とするとき。</p> <p>(3) BHC法の適用を受ける株主に対する行使制限 上記(1)にかかわらず、米国1956年銀行持株会社法(Bank Holding Company Act of 1956) (12 U.S.C. § 1841) (その後の改正を含み、以下「BHC法」という。)の適用を受けるA種種類株主（以下「BHC株主」という。）は、当社による新株発行等（当社によるBHC株主及びその関係会社 (affiliate) (BHC法に定める意味を有する。以下同じ。) 以外の第三者に対する第三者割当による議決権付き株式の発行並びに上記(2)に基づき普通株式対価取得比率の</p>

調整が必要となる事由の発生を含み、以下「希薄化事由」という。)により、(i) BHC 株主及びその関係会社 (affiliate) の保有する当社の議決権付き株式の総数の、当社の議決権付き株式に係る発行済株式総数 (但し、当社が保有する議決権付き株式の数を除く。) に対する割合又は (ii) BHC 株主及びその関係会社 (affiliate) の保有する当社の議決権付き株式に係る発行済議決権の総数の、当社の議決権総数に対する割合のうち、いずれか大きい方の割合 (以下「保有割合」という。) の低下が生じた場合にのみ普通株式対価取得請求を行使することができる。希薄化事由が生じた場合、BHC 株主は、普通株式対価請求後における BHC 株主及びその関係会社 (affiliate) の保有割合が、当該希薄化事由が生じる直前の BHC 株主及びその関係会社 (affiliate) の保有割合を超えない範囲内でのみ普通株式対価取得請求を行使することができる。

(4) A 種種類株式の譲受人に対する行使制限

上記(1)にかかわらず、以下に定める特定譲受人は、その有する A 種種類株式について、普通株式対価取得請求を行使することができない。

本項において「特定譲受人」とは、A 種種類株式 (但し、過去に以下の(a)から(c)のいずれかの方法による譲渡がなされた A 種種類株式を除く。) の譲受人をいう。

(a) 広く公に行った A 種種類株式の売出し

(b) いずれの譲受人についても、譲り受ける A 種種類株式 (当該譲受人と共同して A 種種類株式を譲り受ける第三者がいる場合、当該第三者が譲り受ける A 種種類株式を含む。) に係る普通株式対価取得請求の行使により普通株式を取得したと仮定した場合において、(i) 当該譲受人及びその関係会社 (affiliate) の保有する当社の議決権付き株式の総数の、当社の議決権付き株式に係る発行済株式総数 (但し、当社が保有する議決権付き株式の数を除く。) に対する割合又は (ii) 当該譲受人及びその関係会社 (affiliate) の保有する当社の議決権付き株式に係る議決権の総数の、当社の議決権総数に対する割合が 2% 以上とならない譲渡

(c) A 種種類株式を譲り受けるより前に当社の議決権付き株式に係る発行済株式総数 (但し、当社が保有する議決権付き株式の数を除く。) の過半数を有する者に対する譲渡

(5) 普通株式対価取得請求受付場所

	<p>株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部</p> <p>(6) 普通株式対価取得請求の効力発生 普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が上記(5)に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。</p> <p>(7) 普通株式の交付方法 当社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたA種種類株主に対して、当該A種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。</p>
(13) 株式の分割又は併合等	<p>(1) 当社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及びA種種類株式の種類ごとに同時に同一の割合でこれを行う。</p> <p>(2) 当社は、株主に株式無償割当て又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）無償割当て（会社法第277条に定める新株予約権無償割当てをいう。以下同じ。）を行うときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種種類株主にはA種種類株式又はA種種類株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合（新株予約権の目的である株式の数その他の内容を同一にすることを含む。）で行うものとする。</p> <p>(3) 当社は、会社法第202条又は第241条に基づき株主に募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、各々の場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種種類株主にはA種種類株式又はA種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合（新株予約権の目的である株式の数その他の内容を同一にすることを含む。）で与える。</p>

定款変更案

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第5条 (条文省略)	第1条～第5条 (現行どおり)
第6条 (発行可能株式総数)	第6条 (発行可能株式総数)
<p>当社の発行可能株式総数は、7億株とする。</p>	<p>当社の発行可能株式総数は、7億<u>3,200万株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は7億株、A種種類株式の発行可能種類株式総数は3,200万株とする。</u></p>
第7条 (単元株式数)	第7条 (単元株式数)
<p>当社の単元株式数は、100株とする。</p>	<p>当社の単元株式数は、普通株式およびA種<u>種類株式のそれぞれにつき100株とする。</u></p>
第8条～第11条 (条文省略)	第8条～第11条 (現行どおり)
(新設)	<u>第2章の2 A種種類株式</u>
(新設)	<u>第11条の2 (議決権)</u>
	<p><u>A種種類株式を有する株主(以下「A種種類株主」という。)は、株主総会において議決権を有しない。</u></p>
(新設)	<u>第11条の3 (剰余金の配当)</u>

当社は、ある事業年度に属する日を基準日として普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（普通株主と併せて以下、「普通株主等」という。）に対して剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日（以下「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載または記録された A 種種類株主または A 種種類株式の登録株式質権者（A 種種類株主と併せて以下、「A 種種類株主等」という。）に対し、普通株主等と同順位で、A 種種類株式 1 株につき、普通株式 1 株当たりの配当金に普通株式対価取得比率（第 11 条の 5 第 2 項に定める意味を有する。以下、同様とする。）を乗じた額の金銭（除算は最後に行い、円位未満小数第 2 位まで計算し、その小数第 2 位を四捨五入する。）による剰余金の配当を行う。なお、A 種種類株式 1 株当たりの配当金に各 A 種種類株主等が権利を有する A 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(新設)

第 11 条の 4 (残余財産の分配)

当社は、残余財産を分配するときは、A 種種類株主等に対し、普通株主等と同順位で、A 種種類株式 1 株につき、普通株式 1 株当たりの残余財産の分配額に普通株式対価取得比率を乗じた額の金銭（除算は最後に行い、円位未満小数第 2 位まで計算し、その小数第 2 位を四捨五入する。）による残余財産の分配を行う。なお、A 種種類株式 1 株当たりの残余財産の分配額に各 A 種種類株主等が権利を有する A 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(新設)

第 11 条の 5 (普通株式を対価とする取得請求権)

A 種種類株主は、2026 年 7 月 1 日以降いつでも、当会社に対して、A 種種類株式 1 株に普通株式対価取得比率を乗じた数 (ただし、各 A 種種類株主に交付する普通株式の総数に 1 株未満の端数が生じた場合、1 株未満の端数は切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第 167 条第 3 項に定める金銭の交付はしない。) の普通株式 (以下「請求対象普通株式」という。) の交付と引換えに、その有する A 種種類株式の全部または一部を取得することを請求すること (以下「普通株式対価取得請求」という。) ができるものとし、当会社は、当該普通株式対価取得請求に係る A 種種類株式を取得するのと引換えに、請求対象普通株式を、当該 A 種種類株主に対して交付するものとする。ただし、本条第 3 項および第 4 項に定める制限に服する。

2 普通株式対価取得比率は、当初、1 とする。

ただし、以下の (1) または (2) のいずれかに該当する場合には、当会社は A 種種類株主および A 種種類株式の登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後の普通株式対価取得比率、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、普通株式対価取得比率の調整を適切に行うものとする。

(1) 合併、株式交換、株式交換もしくは株式交付による他の株式会社の発行済株式の全部もしくは一部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために普通株式対価取得比率の調整を必要とするとき。

(2) その他、発行済普通株式数 (ただし、当

会社が保有する普通株式の数を除く。)の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって普通株式対価取得比率の調整を必要とするとき。

- 3 第1項の定めにかかわらず、米国1956年銀行持株会社法 (Bank Holding Company Act of 1956) (12 U. S. C. § 1841) (その後の改正を含み、以下「BHC法」という。)の適用を受けるA種種類株主 (以下「BHC株主」という。)は、当会社による新株発行等 (当会社によるBHC株主およびその関係会社 (affiliate) (BHC法に定める意味を有する。以下同じ。))以外の第三者に対する第三者割当による議決権付き株式の発行ならびに第2項に基づき普通株式対価取得比率の調整が必要となる事由の発生を含み、以下「希薄化事由」という。)により、(i) BHC株主およびその関係会社 (affiliate) の保有する当会社の議決権付き株式の総数の、当会社の議決権付き株式に係る発行済株式総数 (ただし、当会社が保有する議決権付き株式の数を除く。)に対する割合または (ii) BHC株主およびその関係会社 (affiliate) の保有する当会社の議決権付き株式に係る議決権の総数の、当会社の議決権総数に対する割合のうち、いずれか大きい方の割合 (以下「保有割合」という。)の低下が生じた場合にのみ普通株式対価取得請求を行使することができる。希薄化事由が生じた場合、BHC株主は、普通株式対価請求後における BHC株主およびその関係会社 (affiliate) の保有割合が、当該希薄化事由が生じる直前の BHC株主およびその関係会社 (affiliate) の保有割合を超えない範囲内でのみ普通株式対価取得請求を行使することができる。
- 4 第1項の定めにかかわらず、以下に定める特定譲受人は、その有するA種種類株式について、普通株式対価取得請求を行使することが

きない。本項において「特定譲受人」とは、A種種類株式（ただし、過去に以下の(1)から(3)のいずれかの方法による譲渡がなされたA種種類株式を除く。）の譲受人をいう。

(1) 広く公に行ったA種種類株式の売出し

(2) いずれの譲受人についても、譲り受ける

A種種類株式（当該譲受人と共同してA種種類株式を譲り受ける第三者がいる場合、当該第三者が譲り受けるA種種類株式を含む。）

に係る普通株式対価取得請求の行使により普通株式を取得したと仮定した場合において、

(i) 当該譲受人およびその関係会社（affiliate）の保有する当会社の議決権付き株式の総数の、当会社の議決権付き株式に係る発行済株式総数（ただし、当社が保有する議決権付き株式の数を除く。）に対する割合または

(ii) 当該譲受人およびその関係会社（affiliate）の保有する当会社の議決権付き株式に係る議決権の総数の、当会社の議決権総数に対する割合が2%以上とならない譲渡

(3) A種種類株式を譲り受けるより前に当会社の議決権付き株式に係る発行済株式総数

（ただし、当社が保有する議決権付き株式の数を除く。）の過半数を有する者に対する譲渡

5 普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対

価取得請求に要する書類が普通株式対価取得請求受付場所に到達したときまたは当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い

時点に発生する。

(新設)

第11条の6 （株式の分割または併合等）

当社は、株式の分割または併合を行うとき

は、普通株式およびA種種類株式の種類ごとに同時に同一の割合でこれを行う。

2 当社は、株主に株式無償割当てまたは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）無償割当て（会社法第277条に定める新株予約権無償割当てをいう。以下同じ。）を行うときは、普通株主には普通株式または普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種種類株主にはA種種類株式またはA種種類株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合（新株予約権の目的である株式の数その他の内容を同一にすることを含む。）で行うものとする。

3 当社は、会社法第202条または第241条に基づき株主に募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、各々の場合に応じて、普通株主には普通株式または普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種種類株主にはA種種類株式またはA種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合（新株予約権の目的である株式の数その他の内容を同一にすることを含む。）で与える。

第3章 株主総会

第12条～第17条（条文省略）

（新設）

第3章 株主総会

第12条～第17条（現行どおり）

第17条の2（種類株主総会）

種類株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半

数をもって行う。

2 会社法第 324 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

3 第 14 条、第 15 条および第 17 条の規定は、種類株主総会について準用する。

4 第 13 条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会について準用する。

5 当社が、会社法第 322 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、A 種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

第 18 条～第 39 条 (条文省略)

第 18 条～第 39 条 (現行どおり)

(別添)

2026年5月14日

各位

東京都港区赤坂一丁目8番1号
日鉄興和不動産株式会社
代表取締役社長 三輪 正浩

株式の取得に関するお知らせ

当社は、本日、みずほリース株式会社の主要株主である筆頭株主の株式会社みずほフィナンシャルグループから、下記のとおりみずほリース株式会社の普通株式を取得することを決定いたしました。

当該取得は、議決権ベースで5%以上の取得となり、金融商品取引法第167条第1項及び同法施行令第31条に規定する「公開買付けに準ずる行為として政令で定める買集め行為」に該当いたしません。

記

1. 銘柄コード	8425
2. 銘柄名	みずほリース株式会社
3. 取得株式数	普通株式 24,574,200 株
4. 株式取得日	2026年7月1日(予定)
5. 総株主の議決権の数に対する割合(注)	8.70%

(注) 総株主の議決権の数に対する割合は、2026年3月31日時点のみずほリース株式会社の発行済普通株式総数から、同日現在の自己株式及び単元未満株の合計359,600株を控除した282,306,700株に係る議決権2,823,067個を分母として計算し、小数点以下第三位を四捨五入しております。

以上